

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0820010	研究機関を大学と同等の取り扱いとする要件緩和	学校教育法施行規則第143条の3	共同利用・共同研究拠点制度については、国公私立大学に附置されている研究施設を対象に、全国の関連研究者に利用させることにより、我が国の学術研究の発展に特に資するものを、文部科学大臣が拠点として認定する制度です。		文部科学省が大学を対象として実施している「共同利用・共同研究拠点」事業について、大学以外の独立した研究機関にも認定を受ける資格を受けられるよう要件を緩和する。	本市の外郭団体である(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)は、東アジア地域の経済・社会などに関する調査研究を行う高度な研究機関として、現在、国の内外から高い評価を得ている。しかしながら、ICSEADは、大学と同等の研究活動内容であるにもかかわらず、文部科学省が大学を対象として実施している「共同利用・共同研究拠点」事業において、大学でないことのみが障害となって応募できない状況にある。ICSEADが「共同利用・共同研究拠点」事業の対象に認められることにより、北部九州地域および東アジア地域における研究機関との共同研究や人材育成が更に推進されることとなり、国が求める「東アジア共同体」の学術研究分野でのネットワーク構築の一助にもなることから、大学以外での独立した研究機関にも認定を受ける資格を認定してもらえよう、規定の要件緩和について提案する。	C	—	共同利用・共同研究拠点制度は、国公私立大学が有する大型の研究設備や大量の資料・データ等の研究ポテンシャルを活用して、全国の大学の関連研究者が共同で研究を行う体制を整備し、我が国全体の学術研究の発展に資するために創設されたものです。 本制度は、学校教育法施行規則第143条の3を根拠とし、学校教育法第96条に規定される大学附置の研究施設のうち、関連分野の研究者コミュニティからの要請の状況等を基準に、当該研究施設の長の諮問機関として構成員の約半数以上が他大学の研究者でなければならない運営委員会等を設置することや、共同利用・共同研究を実施するために必要な支援体制を整備すること、毎年度、共同利用・共同研究の実施計画を提出すること等を義務づけて、文部科学大臣が拠点として認定する制度であり、財団法人をはじめとする民間の研究機関が他の研究機関と共同研究を行うことを妨げるものではありません。 多様な分野において、大学以外の研究機関も含めた様々な研究者により、その所属機関の枠を超えて共同研究が推進されることは、我が国全体の学術研究の発展にとって意義深いものと考えられますが、本制度は、平成20年7月に創設され、本年4月より、実質的な運用に入ったばかりであり、当面は、その有用性及び課題の検証等に努めてまいりたいと思います。なお、その検証等も踏まえ、学術研究の共同利用・共同研究の将来的な在り方については、不断に検討を行ってまいります。		1033010	北九州市	福岡県	文部科学省
0820020	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することにより、今後成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。 (提案理由) 口蹄疫問題で全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、国が目指す健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられるが、先般公表された新成長戦略には獣医師養成の在り方が示されなかった。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生を図るため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。 この獣医学部に産業動物・公衆衛生コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等と組み合わせることで四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、文部科学省で検討中の新たなカリキュラムを導入して、新興の動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。	F	III	平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」の趣旨を踏まえ、獣医師養成の充実に取り組んでいきます。具体的には、国を挙げて口蹄疫対策に取り組む中、獣医師及び獣医学教育の重要性も高まっており、今後、文部科学省としては、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、社会的ニーズの変化等に対応した獣医師養成の充実について引き続き検討していきます。 また現在、農林水産省において、社会的ニーズに対応した獣医師の養成・確保などの観点から、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の改定に向けた審議が行われています。今後改定される基本方針等を、上記協力者会における議論に反映させつつ、獣医師養成の充実について検討を進めていきます。 なお、獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切です。このため、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。		1039010	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
0820030	学級編制基準の引き下げと弾力的運用	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条	本法律は、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学校について、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制と教職員定数の標準を定めています。		①子どもたちの学びに応じた細かな教育が可能となる教職員配置のため、現在は、1クラス40人以上、また、複式学級の基準は16人以下(1年生は8人以下)であるが、基準の引き下げをお願いする。 ②教職員の負担軽減のため、3月に予期できぬ事項が生じ、1学年が81名から80名になった場合でも、3クラスから2クラスへの学級編制を余儀なくされることとなるので、学級編制基準の弾力的な運用をお願いする。	【実施内容】 ①現在は、1クラス40人以上、また、複式学級の基準は16人以下(1年生は8人以下)であるが、1クラス30～35人への引き下げ(複式学級も若干の引き下げ)をお願いする。 ②3月に予期できぬ事項が生じ、1学年が81名から80名になった場合でも、3クラスから2クラスへの学級編制を余儀なくされることとなるので、学級編制基準の弾力的な運用をお願いする。 【提案理由】 ①教育は全ての事項の基礎となり、最も大切なものである。このためには、子どもたちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となるように、教職員配置は、1クラス30～35人への引き下げ(複式学級も若干の引き下げ)をお願いする。 ②学級編制基準が厳格に運用されているため、平成22年3月に、市内小学校において児童1名が死亡し、1学年が81名から80名になったため、急遽3クラスから2クラスへの学級編制を余儀なくされた。年度末で非常に忙しい時期に、たった1名の転入学等により学級編制が変更になってしまう現在の学級編制基準を、「40人」と固定しないで、例えば「30～35人」とし、弾力的な運用が可能となるようにお願いしたい。	①D ②D	①— ②—	①について 現行制度において、都道府県の判断で国の学級編制の標準「40人」を下回る学級編制基準を定めることは可能となっており、都道府県教育委員会の意向を得た上で市町村が独自に教員を任用して「40人」を下回る学級編制を行うことは可能となっており、ご提案の内容については県とご相談させていただきますようお願いいたします。 ②について 本法律においては、国が公立小学校等の学級編制の標準を定め、都道府県が国の標準を基に学級編制の基準を定めています。ご提案の弾力的運用については、国は何らその実施を制限しているものではなく、都道府県が定める基準の中で対応することは可能となっております。このことは、平成15年4月1日付14文科初1316号初等中等教育局長通知「義務教育費国庫負担法及び公立義務教育諸学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び関連諸制度の見直し等」について、個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用が可能であることを各都道府県教育委員会宛てに明確に示していますので、具体的な運用については県とご相談させていただきますようお願いいたします。	見附市 SmartWellness City構築プロジェクト	1047130	見附市	新潟県	文部科学省
0820040	幼稚園3歳未満児入園特区	学校教育法第26条	幼稚園における3歳未満児の受け入れについては、特区における事業(特例措置806)の評価結果を踏まえ、幼稚園としての集団的な教育(幼稚園教育)を行うことではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、親子登園等、個別のかわりに重点を置いた子育て支援としての受け入れという形態に変更し、全国にその普及を図った。		幼稚園において、「満3歳に達する年度の当初から」園児として受け入れるもの	【実施内容】 幼稚園において、「満3歳に達する年度の当初から園児として受け入れる」ことにより、早い時期からの幼児教育を希望する保護者ニーズに対応する。 【提案理由】 本特区については、平成15年度から佐賀県が全国に先駆けて取り組み、県内全域で3歳未満児の受け入れが進むなど、大きな成果を挙げているが、文部科学省は「3歳未満児入園について(子)子育て支援としての受け入れに変更すること」を理由に、平成19年度に廃止している。 しかしながら、 ・現在も相当数の3歳未満児が、「園児ではない園児」のままに幼稚園に入園しているという実態があること。 ・誕生日を迎えた時点で入園させる「さみだれ入園」ではなく、年度当初から3歳未満児としてクラス編成を行うことにより、適切な教育プログラム、職員配置が可能となること。 ・幼稚園にとっては、年齢層が広がり、安定的な園児の確保が期待できることなどから、再度特区として取り組むものである。 なお、県内のほぼすべての幼稚園が、前回の経験を有しており、今回も何の問題も無く実施できるものと考えている。	C	—	幼稚園における3歳未満児の受け入れについては、特区における事業(特例措置806)の評価結果を踏まえ、幼稚園児としての集団的な教育(幼稚園教育)を行うことではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、親子登園等、個別のかわりに重点を置いた子育て支援としての受け入れという形態に変更し、全国にその普及を図ったこと。大人への依存度が高い2歳児については、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受け入れに配慮することが大切であると考えます。		1048010	佐賀県	佐賀県	文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0820050	幼稚園園舎・運動場面積特区	幼稚園設置基準第8条第3項、別表第1及び第2	幼稚園設置基準に定める園舎及び運動場の面積は、学級数を基礎として算定される。		園児数に関わらず固定化された幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、園児数に応じた弾力的な基準を設定するもの	【実施内容】幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、認定こども園や保育所に準じ、最低面積を園舎(保育室)について「園児一人当たり1.98㎡×園児数」、運動場について「園児一人当たり3.3㎡×園児数」とすることで、実際の園児数に応じた適切な施設整備を実現する。 【提案理由】 ・ 幼稚園設置基準では、園児数に関わらず、園舎面積は「一学級=180㎡、二学級以上=320+100×(学級数-2)㎡」、運動場面積は「二学級以下=330+30×(学級数-1)㎡、3学級以上=400+80×(学級数-3)㎡」と固定されているが、少子化が進むなか、小規模な幼稚園にとっては過大な負担となっていること ・ 現基準が制定されたのは半世紀以上も前の昭和31年であり、その時点からの園児数や社会環境の変化が反映されていないこと(一学級35人を前提とした現基準に対し、実際には一学級20名以下が大半となっている) ・ 保育所や認定こども園では、園児数に合わせて面積を算出しており、特段の問題は生じていないこと	F	Ⅲ	幼稚園では学級を編成して教育活動を行うため、幼稚園の園舎及び運動場として必要な面積については、学級数の増減に伴って変化します。したがって、園児数に応じて面積算定を行った場合、必要な面積が適切に算定されない恐れがあり、適当でないと考えます。 なお、現在、幼児一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討を進めているところです。幼稚園の基準のあり方についても、その検討結果を踏まえつつ、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点によって検討を行ってまいります。		1048020	佐賀県	佐賀県	文部科学省
0820060	幼稚園教諭免許・保育士資格相互みなし特区	学校教育法第8条 教育職員免許法第3条第1項、第2項	教育職員については、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。(教育職員免許法第3条第1項)		幼稚園と保育所における教諭免許と保育士資格を同一のものとして相互にみなすもの	【実施内容】 幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許」とみなし、保育所において「幼稚園教諭免許を保育士資格」と相互にみなすことで、地域における人的資源の活用を図る。 なお、認定こども園に準じて、対象園児は3歳以上とし、みなし期間は3年間(特別の事情がある場合は6年間)とする。 【提案理由】 ・ 3歳児以上の場合、幼稚園と保育所との教育・保育プログラムに大きな差は無く、認定こども園では、何の問題もなく運営されていること ・ 幼稚園においても、預かり保育や子育て支援などの充実に伴い、保育士の配置が求められていること ・ 幼稚園の園児数減に伴い、幼稚園教諭免許保有者が過剰になる一方で、保育所の保育士不足が深刻な問題になっていること	C	I	<幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許」とみなすことについて> 「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」において、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供することも園(仮称)に一体化する」としており、そのための検討を進めているところです。 なお、幼稚園教諭免許状を取得するためには、学位を有すること及び、大学等において教職に関する所定の単位を修得する必要があります。 一方、保育士資格は指定保育士養成機関の卒業者若しくは、保育士試験合格者について資格が発生し、必ずしも学位を得る必要はありません。また、法令上求められている養成カリキュラムも、幼稚園教諭の養成カリキュラムとは異なり、保育士養成に特化された内容となっています。 このように法令上の取得要件の異なる保育士資格を、幼稚園において、幼稚園教諭免許と見なすことは難しいと考えられます。 ただし、現在、保育士として一定の在職経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として、幼稚園教員資格認定試験を実施しており、本年度からは試験科目の免除の緩和策について新たに実施し、更なる併有の促進を進めてまいります。		1048060	佐賀県	佐賀県	文部科学省 厚生労働省
0820070	Smart Wellness City実証研究特区 (市民の健診データの一元的把握)	学校保健安全法第11条、13条、15条 学校保健安全法施行令第4条 学校保健安全法施行規則第8条、15条 個人情報の保護に関する法律第16条 個人情報の保護に関する法律第23条	個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」)においては、原則として、①個人情報取扱業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならず(個人情報保護法第16条)、また、②個人情報取扱業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報保護法第23条)とされている。但し、これらについては、例外規定等が設けられており、例えば、「法令に基づく場合」として、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供について、他の法令上具体的な根拠をもって行われる場合(個人情報保護法第16条3項1号、同法23条1項1号)や、「地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(個人情報保護法第16条3項4号、同法第23条1項4号)は、これらの規定に基づき、個人情報を目的外に利用することや本人の同意を得ずに個人データを第三者提供することは、個人情報保護法上許容されている。		市長が市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該地域に居住する構成員に係る健診データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断(基本健康診査等)データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを集計することが必要である。このため、それらの健康診断・健康診査のデータについて、当該地域の構成員が多数いると考えられる企業や学校に対し、当該地域の住民に係る健診データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能となるよう措置された。 具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された健診データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、構成員の同意も不要である旨について健康診断を実施する企業及び学校に通知された。 加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体として、保険者がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい。	D	—	個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)においては、①「個人情報取扱業者は、一定の例外に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならず」(個人情報保護法第16条)、また、②「個人情報取扱業者は、一定の例外に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」(個人情報保護法第23条)とされていますが、今回の提案事項中の「匿名化された健診データ」が個人情報に該当しないような場合(受診者の全体的な統計データ等)には、個人情報保護法上の問題は生じないためデータの提供が可能となっています。 なお、個人情報の取扱いの考え方に関して、文部科学省ホームページの「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説において周知しております。		1051120	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、新潟市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	文部科学省 厚生労働省 消費者庁